

6平教施第347号  
令和7年(2025年)1月6日

平塚市長 落合 克宏 印



## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり提案書の提出を要請します。

### 1 業務の概要

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 業務の名称   | 平塚市立小中学校照明設備LED化ESCO事業   |
| (2) 業務の内容   | 小中学校24校の照明設備のLED化改修工事及び省エネルギー効果検証・保証業務                                 |
| (3) 業務の履行期間 | 契約締結の日から令和11年3月31日までの期間<br>内、改修工事等期間 契約締結の日から令和8年2月末日<br>内、効果検証・保証業務期間 |
|             | 令和8年4月1日から令和11年3月31日   |

### 2 参加資格

次に掲げる資格をESCO事業提案書の提出時点で満たしている事業者であること。

- (1) 平塚市競争入札参加資格者名簿に登録が認められている者であること。または、平塚市における令和5・6年度競争入札参加資格者名簿に未だ登録されていない者等はESCO事業提案書の提出時において、当該資格の登録が認められる又は認定を受けていなければならない。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に掲げる者でないこと。
- (3) 公募日から受託候補者として特定されるまでの間に、平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
- (6) 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度、平塚市競争入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (7) 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度、平塚市競争入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (8) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (9) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 平塚市立小中学校照明設備LED化ESCO事業公募型プロポーザル実施要領のとおり

#### 4 提案書を特定するための基準

- (1) 平塚市立小中学校照明設備LED化ESCO事業公募型プロポーザル審査要領のとおり

#### 5 手続等

- (1) 事業実施主管課名

平塚市教育委員会教育総務部教育施設課

- (2) 実施要領等の配布

公表 令和7年1月6日

配布場所及び方法 平塚市ホームページ上にて公表する。

- (3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 令和7年1月6日から令和7年1月20日17:00まで

提出場所及び方法 平塚市教育委員会教育総務部教育施設課へ持参または郵送

- (4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 令和7年3月3日17:00まで

提出場所及び方法 平塚市教育委員会教育総務部教育施設課へ持参または郵送

#### 6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金は、平塚市契約規則の定めるところによります。ただし、国債、地方債、その他担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合、履行保証保険契約の締結を行った場合若しくは過去10年間に本市、国若しくは他の地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上契約し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金の全部又は一部を免除します。

- (3) 契約書作成の要否 要 不要

- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有 無

- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(手続等)(1)と同じです

- (6) 提案書に関するヒアリングの有無 有 無

- (7) この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することがあります。

- (8) 詳細は実施要領等によります。

- (9) 虚偽の記載をしたもののは、一般競争入札参加停止及び指名停止等の措置を行うことがあります。